

一般社団法人 熊本県建設業協会 御中

熊本県環境生活部環境局環境保全課長

令和元年度土壤汚染対策法研修会の開催について（通知）

平素から熊本県の環境行政に対し御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、土壤汚染対策法（平成14年法律53号、以下「法」という。）につきましては、特定有害物質による土壤の汚染によって生じる人の健康に係る被害の防止を目的として、平成15年に施行されました。

法では、一定規模面積以上の土木工事並びに建物等の解体・建設といった土地の形質変更（実際に土壤に触る行為）を行う際、工事実施者等はその着工の30日前までに都道府県知事に届出なければならない規定（第4条第1項）があります。

しかしながら、法施行から16年が経過しているにも関わらず、当職が把握しているところでは同項に関する理解が進んでいない事例もあるようです。

そのため、今回、関係する事業者・団体等の皆様に、法の概要について理解していただくことを目的として、下記のとおり研修会を開催することとしました。

つきましては、貴団体の会員事業者に対して周知していただくとともに参加を促していただきますよう、お願いします。

なお、研修会に参加される場合は、別紙参加者名簿に御記入のうえ、令和元年（2019年）11月27日（水）までに下記申込先までFAX又は電子メールにてお送りください。

おって、申込期間内でも定員になり次第、受付を終了しますので御了承ください。

記

- 1 名称
令和元年度土壤汚染対策法研修会
- 2 日時
令和元年（2019年）12月4日（水） 午後1時30分～4時30分（予定）
（受付開始は午後1時から）
- 3 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館 地下大会議室
- 4 内容
（1） 土壤汚染対策法の概要について
（2） 土壤汚染状況調査について
- 5 申込先
熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 担当 永田
FAX：096-387-7612
e-mail：kankyuhozen@pref.kumamoto.lg.jp

6 その他

本研修会に併せて(公財)日本環境協会主催の土壌汚染相談会が実施される予定です。
案内チラシを別途で送付します。

【お問合せ先】

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局 環境保全課 水質保全班 永田

Tel : 096-333-2271

e-mail : nagata-t-dh@pref.kumamoto.lg.jp